

A-2 補償・損害賠償

意見書 No	内 容
54-2	この処分場が出来たために、湧き水が使えない。使いたくない家庭は市水を使用しなくてははいけません。市水をしようすると、水道料金が高くなってしまいますが、この責任、損害補償は貴社が払っていただけるのですか。 御質問は背山地区についてのことと推察致しますが、地質調査によれば、地下水(浅部)の流動方向は、背山地区へ向いていないとの結果が得られております。従いまして、何らかの事故が発生したとしても浸出水等が背山地区に流入するようなことはなく、現在御利用されている山の水は、今後とも安心してお使い頂くことが可能です。 しかし、万々が一湧き水の利用が困難となった場合、それが本施設と因果関係が明らかになれば、代替水源の手当てや代替利用のコスト増などを補償致します。
55-3-5	健康被害の補償はしてもらえるのか。 今回の事業計画に関しては、生活環境影響調査を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 しかし、万々が一、何らかの被害が発生した場合は、その結果が本事業に起因するものであると明らかになれば、健康診断・治療費用の負担はもちろん、その損害の補償をします。
106-1-1	損害賠償保険を掛けているか。保険金額はいくらか。 保険の加入については、保険会社に内容・仕様等について問合せ中ですが、 ・確立した「完全」な商品、あらゆる事故をカバーする保険がこれまで存在しないこと ・稼動時期が先であり保険会社側の審査ができないこと などから、具体的には保険会社と未だ折衝ができない状況にあります。 今後引き続き検討協議をしてみますが、まずは事故が起きないような万全の施設作り、万全の運営体制構築、そして自社の経営基盤を強化することが肝要と考えます。
110-1	施設の設置に反対。理由は以下のとおり。 1：土壌汚染・水質汚染等の環境破壊は、20～30年後に発生するが多い。 イ：20～30年後には、当該業者は廃業し、当該行政者は退役し、誰も責任をとれない。 以上のことを鑑みても、産廃施設は地域住民に害をもたらすことはあっても幸せをもたらすことは絶対にない。この地域に今後何世紀にわたって住み続ける地域住民にとっては、絶対にあってはならない施設である。

勿論将来何十年も先のことについて、100%確実などというお話はお約束できません。

しかし今回の申請にあたっては行政当局により、当社の経理的基礎について審査され、この施設運営に将来に亘ってあたるのに足る会社であるか否かも客観的に厳しく審査されます。当社としては、これに堪え得る会社としての体力を有するものと自負致します。

また将来についても、こうした社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進^{まいしん}していく所存です。

最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。

「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。

「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。

廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。

また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。